

答申保第9号
平成21年3月17日
(諮問保第13号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求につき不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年3月21日付けで、「平成19年12月26日付け介保第312号保有個人情報不開示決定通知書において不開示とした保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月15日付け介保第16号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年4月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は訂正しない理由において、文書不存在となり開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報ではないと説明しているが、保有個人情報諮問保第8号において、公文書が存在していることが明らかである。それを監査の結果として実地調査と差し替えている。よって訂正請求の公文書不存在の訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 保有個人情報諮問保第8号において、平成18年12月5日付報告書及び公文書が存在していると明言している。

イ 監査と実地調査を差し替えているものであり、文書不存在には該当しない。又、県自ら訂正請求人・異議申立人の個人情報が存在していることを明言している。

ウ よって、明らかに帳尻合わせの為、虚偽の報告と虚偽の公文書が存在しているものであり、それは、介護保険課の保身のために、訂正請求者の不利益を被る個人情報そのものである。

エ 「公文書不存在」であるから訂正請求権の権利まで条例違反した介護保険課、公務員らにその権利まで剥奪できるはずがない。

オ 仮にエでないとしたら、条例第6条（安全確保の措置）の故意による「滅失」であるか、故意による「適切な管理のために必要な措置を講じなかったため」であり、条例第6条違反であり、「公文書不存在」であるから訂正請求権まで剥奪できない。

カ 情報公開において、県は監査において本件訂正請求者の苦情・相談の訪問拒否を「平成18年12月5日付報告書」として完全に認定している。このことから、本件訂正請求に関し、公文書不存在としているが、監査の結果を本件訂正請求者自身の苦情・相談に限定して平成18年12月5日付報告書を認定しているのであり、誤った個人情報が存在していることは明白である。それは、個人情報において、苦情・相談たる内容を特定職員らが勝手に利用目的を変更した結果であり、そのために誤った監査結果となっている。

そもそも、特定職員は、平成18年2月以降のケアプランの不作成の助言を特定施設にするよう本件訂正請求者は頼み込んだのであるが、特定職員は出されたものしか調査できない、請求があがっていないものしか調査できない、挙句の果ては感情の問題である、と言い逃れをしたのであるが、実地調査と監査における苦情・相談の同一事実の内容は、平成18年1月以前である。平成18年2月以降、同年9月契約終了まで特定施設はケアプランを作成せず、国保連へ請求を出していない。給付管理表も提出していない。

つまり、12月5日付報告書も、実地調査の報告書であり、それを監査と差し替えられた結果、個人情報もさらに差し替えられている。県は、公文書不存在ではなく、文書存在であると証拠の隠滅ができないため、文書がないということにしている。これは、条例違反、又、法律違反、憲法違反である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

- (1) 条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。
- (2) 訂正請求のあった保有個人情報については、文書不存在のため不開示となっており、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 5月28日	諮問を受けた。
6月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月26日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月23日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年 1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。
3月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成19年12月26日付けで不開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてされたものである。

異議申立人の異議申立書によると、公文書が存在していることは明らかであることから訂正を求めるというものであり、これに対して実施機関は、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったと説明している。

イ 条例第26条第1項該当性について

条例第26条第1項は、「何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」とし、訂正請求の対象となる保有個人情報は同項第1号及び第2号に掲げるものであり、これらの規定では条例又は他の法令等により開示された保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

本件訂正請求のあった保有個人情報については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。